

令和2年4月28日

町立小・中学校 在籍児童生徒
保護者のみなさまへ

立山町教育委員会

学校臨時休業期間の延長について（お知らせ）

平素より町教育行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

町立小・中学校臨時休業の延長については、令和2年4月20日にお知らせしたところですが、その後も県内において新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進んでいる状況から、町立小・中学校において、次のとおり臨時休業期間を再度延長することとしました。

また、今後の感染状況等によっては、さらに変更することがあります。ご理解とご協力をお願いします。

記

1. 臨時休業の期間

令和2年4月10日（金）から令和2年4月23日（木）

↓

＜延長後＞ 令和2年4月10日（金）から令和2年5月31日（日）

2. 感染症予防対策について

引き続き、臨時休業中の不要不急の外出はさけ、手洗い、うがいや消毒など、ご家庭内でも感染症の予防に努めてください。なお、外出の際は、マスクの着用をお願いします。

3. 部活動の全面休止について（中学校）

部活動については、引き続き全面休止とします。

4. 今後の予定等について

臨時休業にかかる詳細については各学校のホームページに掲載されますので、そちらをご覧ください。ホームページの閲覧ができない場合は、各学校へお問い合わせください。また、その他必要事項については、今後の県内や町内の感染症の状況を考慮し検討します。臨時休業等にかかる内容の変更がありましたら、町公式ホームページ及び各学校のホームページに随時掲載します。

【問い合わせ先】

教育課学校教育係

TEL 462-9981（直通）